

令和５年度 長崎市立長浦小学校 学校教育の方針

(１) 学校経営全体計画

はじめに

平成１８年に制定された教育基本法に教育の目的としてつぎの５点が掲げられている。

- ① 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- ② 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い自主及び自立の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ③ 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- ④ 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

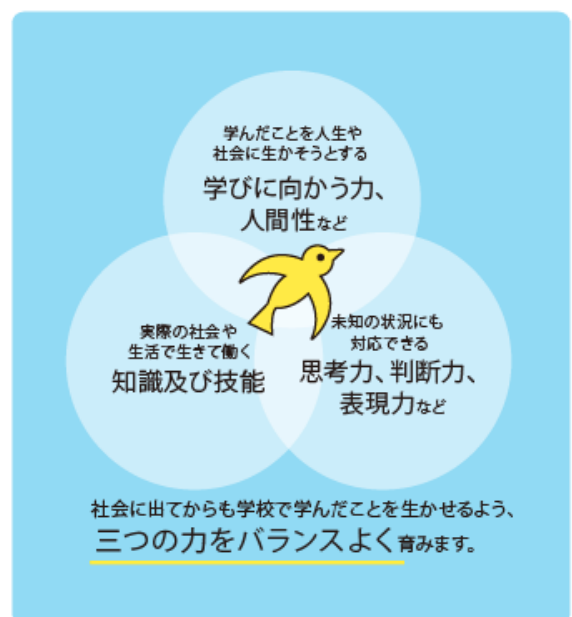
私たち教職員は、この目標を目指し、小学校の教育課程において児童の発達段階に応じた教育を行わなければならない。

また、2020（令和２）年度に改訂された学習指導要領では、これまで育ってきた「生きる力」の育成は継続しつつ、社会の変化を見据え、新たな学びへの進化を目指している。そこで、子どもに必要な力として

- ① 実際の社会や生活で生きて働く知識や技能
- ② 未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力など
- ③ 学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力や人間性

などを３つの柱として整理された。これらの力をバランスよく育むことが必要である。

子どもに必要な力を身につけさせるため



に、「主体的・対話的で深い学び」の視点が求められている。つまり、「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶのか」も重視して授業を改善しなければならない。

また、子どもに生きる力を育むための基本的な考え方は「よりよい学校教育がよりよい社会を創る」ということであり、「社会に開かれた教育課程」の実践が不可欠となる。そのためには、カリキュラム・マネジメントを確立して教育活動の質を向上させ、学習の効果を最大化させなければならない。



教育基本法や現行学習指導要領をしっかりと踏まえ、変動する時代に応じた学習指導要領への対応もしつつ、我々教職員は職務を遂行していかなければならない。未来を見据えつつ、足下の当たり前のことを再確認して今年1年間子どもたちの成長のために力を合わせていきたい。

(2) 学校経営の基本理念

① 学校は、組織体である

学校は、教育目標を達成するために組織的・継続的に教育活動を行う組織体である。教育目標達成のために、**共通理解と共通実践**の下、教職員が互いに切磋琢磨し、**個々の立場で最大限の役割を果たす**ことが責務である。

また、**教職員相互の信頼関係を築く**ことが職務の遂行には欠かせない。担任だけで抱え込まず、学校全体がチームとなって対応していくことが基本である。そのためにも、情報交換を活発に行い、**報告・連絡・相談**を確実に行う。**悪い情報ほど早く報告する(できれば30分以内に)**。その結果生じた最終的な責任は校長が持つ。

② 学校は、児童が楽しく学ぶ場である

学校の主役は未来の社会を築く一人一人の児童です。「**まずは子どもありき**」の考え方を大事にする。子どもは様々な思いを胸に学校に登校する。楽しいときばかりではなく、どんなに悲しく、苦しく、辛くても、悟られないように明るく振る舞うこともある。

児童にとって、**学校が「楽しく学ぶ場」**となるよう、一人一人の児童を大きな心で迎え、その児童のよさを認め、褒めることで、互いの信頼関係を築いていく。そのためには、**できる限り児童と向き合うことを心がける**。

③ 学校経営は、学級経営が基盤である

学校経営の基本方針に基づいて、それぞれ学級目標が設定され、その達成のために知・徳・体の観点で具体的な目標と方策が学級経営方針として取り組まれている。つまり、**学校経営が充実するか否かは学級経営にかかっている**と言っても過言ではない。**学級の一人一人に居場所があり、互いを認め合う仲間作りを目指して、計画的に取り組んでいく**。

④ 教職員自らが範を示さなければならない

教育に打ち込む教職員のやる気と姿勢で、児童は必ず変容する。そのためには、教職員は「**率先垂範**」の姿勢が大切である。そうすれば、自ずと保護者や地域も変わる。そのためには、児童への深い愛情と強い忍耐力が必要である。**ひたむきに頑張る児童の姿を見逃さず褒め、深い愛情で包みながら、悪いことをしたときは本気で叱る**。本気で児童に向き合うことが児童を、保護者を、

地域を変えていく。「教職員が変われば、児童も保護者も地域も必ず変わる」ということを信じ、**自己研鑽と修養**に努めていく。

また、1年の始まりに、教職員として自らの職業の倫理意識を再確認しておくこと。教職員の不祥事については、県民の厳しい目がある。**教職員の一言一動が、児童や保護者の生き方や言動を左右する**ということを肝に銘じ、教職員は自らの言動に厳しくあるべきである。

⑤ 学校は、地域の宝である

家庭や地域社会との連携・協働は、教育効果を大いに高める。本校では、育友会や青少年健全育成協議会等から、本校の学校教育活動をさまざまな方面から支援していただいている。**学校の基礎を支え、いつも応援して下さるのは、保護者や地域である。**「我が町の学校」「我が母校」として自慢できる学校づくりを期待されている。学校教育に対する信頼と協力を得るために、**「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」を推進していきたい。**そのためにも、地域コミュニティ協議会の行事やPTA・いきいき体験教室等の諸活動を通して、教職員自らが地域へ入り、かかわりを深めていく。

(3) 学校経営理念の実現に向けて

学校の教育目標及び重点努力目標の達成を目指し、学校・家庭・地域が連携し、それぞれの責任と役割を果たしながら、新しい時代を生きる児童が育つ学校づくりをチームとなって推進し、「知・徳・体」の調和のとれた心豊かで自己肯定感の高い児童の育成に取り組む。

そのために、次の3点に取り組む。

- ◎ 主体的な学習態度の育成と分かる授業の実践による学力向上〈学習指導の充実〉
- ◎ 子ども一人一人を大切にする「心の教育」の推進〈道德教育の推進〉
- ◎ 教職員の共通理解と共通実践、地域の活動への協力〈チーム学校の充実〉

学校は「子ども」が主人公である。このことをしっかりと認識し、

- 長浦小学校の児童として「**通って良かった。**」
- 長浦小学校の保護者として「**子どもを通わせてよかった。**」
- 長浦小学校の教職員として「**勤務できてよかった。**」
- 長浦小学校の地域住民として「**長浦小があってよかった。**」

と、それぞれがよかったと思える学校にしていける。

(4) 長崎県及び長崎市教育方針

① 長崎県教育方針

長崎県の教育は、国際交流の歴史が息づく郷土の伝統と文化を継承し、豊かな自然を守るとともに、命の尊さや個人の尊厳を重んじ、公共の精神を身に付け、我が国や世界の平和と発展に貢献していこうとする調和のとれた人間の育成をめざす。

学校・家庭及び地域住民は、「教育県長崎」の確立のため、自らの役割と責任を認識し、互いに手を携え、県民挙げて子どもたちを健やかに育むとともに、生涯にわたって学び続けることのできる社会の実現を図る。

とくに、教育に携わる者は、子どもたちに深い愛情を注ぎながら、その使命を自覚し、識見と指導力を高め、本県教育の充実と発展に努めなければならない。

② 第3期長崎県教育振興計画＜令和元（2019）年～令和5（2023）年＞

本県教育が目指す4つの人間像

- 1 創造性に富み、自立した人間
- 2 いのちを重んじ、心豊かでたくましい人間
- 3 郷土及び国家を担う責任を自覚し、その形成と発展に主体的に参画する人間
- 4 我が国と郷土の伝統・文化や自然を誇りに思い、これからの国際社会を生きる人間



③ 長崎県教育の9の基本的方向性

- A ふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、地域社会や産業を支え、国際社会の発展に貢献しようとする態度を育みます
- B 社会の変化に主体的に関わるための資質・能力を育み、一人一人の可能性を伸ばします
- C 人生をよりよく生きるための豊かな心と健やかな体を育みます
- D 子どもの学びを支える魅力ある学校づくりを推進します
- E 学校・家庭・地域が連携協力し、総がかりで子育て等の課題に取り組む活力ある地域づくりを推進します
- F 生涯を通じて学び続けることができる環境づくりを推進します
- G 人生や地域に潤いと賑わいをもたらす文化・スポーツ活動を推進します
- H 魅力ある私立学校づくりを支援します
- I 個性が輝く県立大学づくりを進めます



④ 長崎県教育大綱【2018（平成30）年11月】

設定期間：令和元（2019）年～令和5（2023）年度

教育等に関する総合的施策の根本となる方針

- (ア) ふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、地域社会や産業を支える人材を育てます
- (イ) 確かな学力を身に付け、自らの能力を十分に発揮できる人材を育てます
- (ウ) グローバルな視野をもって、地域で行動できる人材を育てます
- (エ) 多様な文化や価値観を持つ人々と交わりながら、豊かな創造性を発揮する人材を育てます。
- (オ) 社会性に富み、健やかでたくましい心と体をもった人材を育てます
- (カ) 子どもたちの心に寄り添いながら、社会全体で見守り、豊かな成長を支える環境をつくります。

～ 長崎県教育の推進のための6つの柱 ～

1 ふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、地域社会や産業を支える人材を育てます。

本県の美しい自然、先人が築き上げてきた歴史や文化、長崎だからこそ得られる豊かな暮らしなど、ふるさと長崎の魅力を実感し、愛着と誇りを持ちながら、さらに継承発展させようとする意欲や態度を育みます。
また、将来にわたり活力ある長崎県を実現するために、ふるさとを思い、地域に根ざして活躍する人材を育成します。

2 確かな学力を身に付け、自らの能力を充分に発揮できる人材を育てます。

基本的な知識や技能を着実に身に付けるとともに、主体的に行動し、課題を解決していく力を持ち、能力を活かして自ら活躍の場を切り拓くことのできる人材を育成します。
幅広い教養と高い専門性を身に付ける意欲を持ち、大学などの高等教育を目指す子どもたちが、安心して学べるような環境や、社会で活躍し続けるために生涯にわたって学び続けられる環境をつくります。

3 グローバルな視野を持って、地域で行動できる人材を育てます。

グローバル化が進出し、世界の動きの地域社会に与える影響が強まる中、国際的な視野を養い、目の前の地域課題に柔軟に対応できる人材を育成します。
そのため、日本の歴史や文化を尊重し、日本人としての誇りを持って世界と向き合い、円滑なコミュニケーションを取りながら、自分の考えをしっかりと表現できる力を育みます。

4 多様な文化や価値観を持つ人々と交わりながら、豊かな創造性を発揮する人材を育てます。

AI・IoTなどの技術革新の急速な進展により、社会のあり方が大きく変わろうとしている中、従来の考え方の枠にとどまらず、チャレンジ精神を持って、多様な文化や価値観を持つ人々との対話や議論、協働の中から新しいアイデアを生み出し、社会の発展に貢献できるような人材を育成します。

5 社会性に富み、健やかでたくましい心と体を持った人材を育てます。

世代や年齢が異なるなど多様な人々と交流する経験や地域での体験活動を通じて、協調性、忍耐力、相手を思いやる心など、豊かな人間性や社会性を醸成します。
読書を通じて感性や想像力を養い、スポーツを通じて日々の活動を支える体力を養うなど、幅広い人間性と健やかな体を育みます。

6 子どもたちの心に寄り添いながら、社会全体で見守り、豊かな成長を支える環境をつくります。

すべての命を大切にすることを育むとともに、子どもたち一人ひとりの個性や特性を尊重し、それぞれの悩みや相談に対して、きめ細かな支援ができる体制をつくります。
支援の必要な子どもたちにしっかりと目を向け、家庭・学校・地域・関係機関が力を合わせて社会全体で見守り、全ての子どもたちの豊かな成長を支えていきます。

⑤ 第2期長崎市教育大綱 【令和4（2022）年3月策定】

＜設定期間＞ 令和4（2022）年度～令和7（2025）年度

＜基本理念＞ 長崎の未来を創るひとづくり

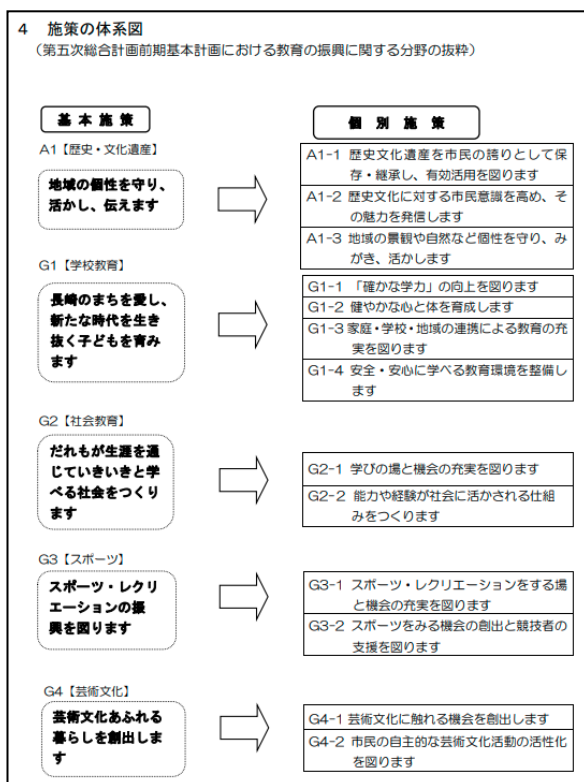
＜ひとづくりの基本姿勢＞ つながりと創造で未来の長崎へ

＜めざすすがた＞

- （1）心身ともに充実し、自ら学び、考え、行動するひと
- （2）生涯を通じて、意欲的に学び続けるひと
- （3）多様性を認め合い、思いやりの心を持ち、支え合って生きるひと
- （4）国際性豊かで、持続可能な世界の実現に貢献するひと
- （5）被爆の実相を継承し、平和の実現に貢献するひと
- （6）長崎を愛する気持ちを持ち、まちを支え、未来へつなぐひと

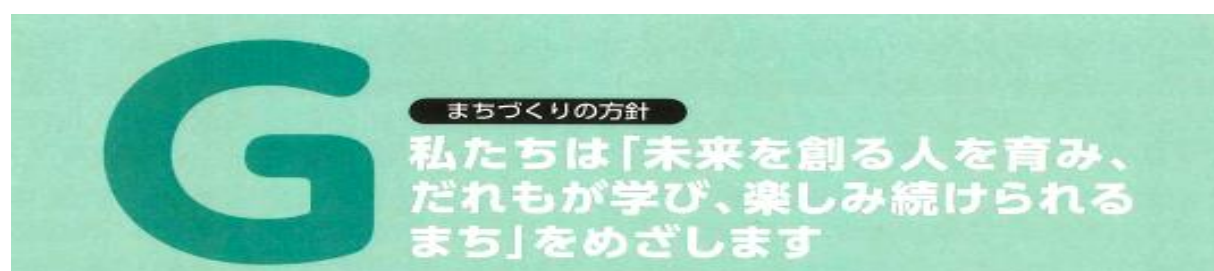
⑥ 長崎市教育大綱に基づく5つの重点政策

- 1 歴史・文化遺産を守り、生かし、伝えます 【歴史・文化遺産】
- 2 長崎の町を愛し、新たな次代を生き抜く子どもを育みます 【学校教育】
- 3 誰もが生涯を通じて生き生きと学べる社会をつくります 【社会教育】
- 4 スポーツ・レクリエーションの振興を図ります 【スポーツ】
- 5 芸術文化あふれる暮らしを創造します 【芸術・文化】



⑦ 第4次長崎市教育振興基本計画

＜令和4年（2022）度～令和7（2025）年度＞



G1

基本施策

長崎のまちを愛し、新たな時代を生き抜く
子どもを育みます

個別施策

- G1-1 「確かな学力」の向上を図ります
- G1-2 健やかな心と体を育成します
- G1-3 家庭・学校・地域の連携による教育の充実を図ります
- G1-4 安全・安心に学べる教育環境を整備します

G2

基本施策

だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会
をつくれます

個別施策

- G2-1 学びの場と機会の充実を図ります
- G2-2 能力や経験が社会に活かされる仕組みをつくれます

G3

基本施策

スポーツ・レクリエーションの振興を図ります

個別施策

- G3-1 スポーツ・レクリエーションをする場と機会の充実を図ります
- G3-2 スポーツをみる機会の創出と競技者の支援を図ります

G4

基本施策

芸術文化あふれる暮らしを創出します

個別施策

- G4-1 芸術文化に触れる機会を創出します
- G4-2 市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります

(5) 学校教育目標

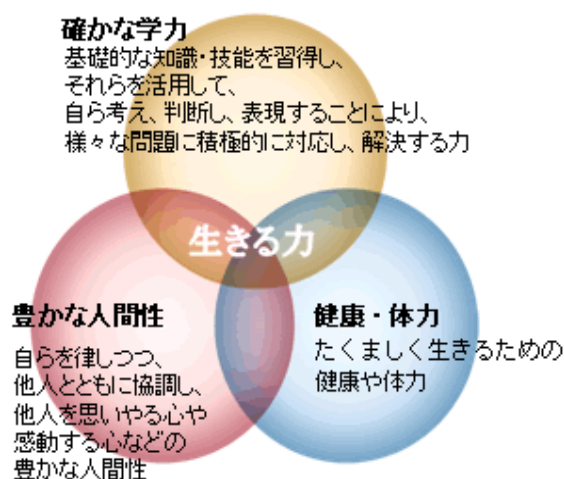
笑顔で“できる”長浦っ子の育成 ～「生きる力」を身につけ、ふるさとに誇りと愛着をもつ児童～

「生きる力」とは、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しよう
と、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、より
よく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人
を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康
や体力としている。（平成8年の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の
教育の在り方について」）

これからは、「確かな学力」「豊かな心」
「健やかな体」の知・徳・体をバランス
よく育てることが重要である。

本校の児童が、長崎市の未来につなぐ
「生きる力」を身につけることはこれからの
予測不能な社会を生き抜く上で喫緊の
課題である。

その中で、長浦小学校区では人口
減少・流出が進み、学校を核とした
持続可能な地域づくりを進める必要性が
あることから、本校児童にふるさとへの
誇りと愛着を是非身につけさせたい。
そのため、上記の通り、学校教育目標として設定した。



（上図：文部科学省HPより引用）

(6) 本校教育経営方針

学校教育目標の実現を目指し、児童・教職員・保護者・地域が連携・協働し、
知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育む地域と共にある学校づくりを目
指し、笑顔で“できる”児童の育成を図る。

- ① 児童が確かな学力を身につける授業を実践し、社会生活の基礎基本が定着するように努める。
- ② 教職員の共通理解のもと、児童一人一人のよさを伸ばす教育活動に努める。
- ③ 信頼と感謝を基盤に、家庭と地域との連携・協働した教育活動に努める。

子どもの「生きる力」を育むために、本校職員は自らの使命感に徹し、深い教育愛と豊かな指導力を身に付け、子ども一人一人を大切にし、児童・保護者から信頼される教育者を目指す。

児童は、自分自身の中に自分を成長させていく素晴らしい力を持っている。教師はその力がよりよく発揮できるように働きかけることがその職務である。学校は、児童一人一人が成長し輝くステージでなければならない。児童が輝き、教師も輝けば学校も輝く。そうすれば、自ずと、保護者や地域から信頼される学校になる。

※ 「生きる力」とは

基礎・基本を確実に身につけ、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力。

(7) めざす児童像～「笑顔で“できる”長浦っ子」

- ① **え** 笑顔で 言葉を交わす 仲間づくり【豊かな心】
 - やさしい言葉かけができる子
 - 相手の立場を考えられる子
 - いじめ0（ゼロ）をめざす子
- ② **が** がんばろう 規則正しい 生活習慣【健やかな体】
 - 夜九時に寝る「早寝」を実践する子
 - 登校1時間前には起きる「早起き」を実践する子
 - 朝ご飯をしっかり食べる「しっかり朝ごはん」を実践する子
- ③ **お** 教えこみから 学びあう 協同学習【確かな学力】
 - Nスタンダードを実践する子
 - 自己を見つめ ふり返りができる子
 - 仲間と 共に考え 行動できる子

(8) めざす学校像～子どもが学びたい、保護者が通わせたい、地域が寄りたいたいと思える学校

- ① **え** 永 遠 に 愛され続ける 長浦小【愛校】
- ② **が** がんばる子 支える体験 学力向上【進歩】
- ③ **お** 大人の力 ふれあい隊で 元気づくり【協働】

(9) めざす教職員の姿～子どもを夢の実現に向かわせ、保護者・地域から信頼を寄せられる教職員

- ① え 英知ある 教 職 員 の 組 織 力 【チーム力】
- ② が 学習し 積極的に ICT 化 【授業・実践力】
- ③ お 終わりなし 学び続ける 向上心 【向上心】

(10) 本年度の重点努力目標

① 確かな学力の育成と授業の充実

- ◎ 基礎・基本の確実な定着と自ら課題を見つけ、考え、創造する力を育む取組の推進
 - ・授業で、長浦小学校学習のスタンダード(N スタンダード)を徹底する。
 - ・メタ認知と自己調整力を重視した授業を工夫し、協同学習を推進する。
 - ・長浦小学校家庭学習の手引きで、家庭学習を徹底する。
 - ・学力及び PC スキル向上を図るチャレンジタイムを工夫する。
 - ・算数の授業で T T 及び少人数指導を活用し、個に応じた指導を徹底する。
- ◎ 各種調査の結果を分析し、学習指導の工夫・改善に生かす取組の推進
 - ・誰にでも分かりやすい授業を工夫して実践するために、特別支援教育の手法を取り入れた授業展開～授業のユニバーサル化を取り入れる。
 - ・管理職による授業参観を学期に 1 回行い、授業改善及び指導力の向上を図る。
- 読書活動の推進
 - ・長浦っ子の宝運動や国語科等で図書館に行く機会を増やし、全校一人百冊読書を推進する。
 - ・長浦小学校家庭学習の手引きやたより等を通して、家庭学習での読書（家読）を推進する。

② 豊かな心の育成

- ◎ 一人一人が認められる学級経営
 - ・一人一人の出番がある学級活動に取り組む。
 - ・S S T（ソーシャルスキルトレーニング）を取り入れた人間関係づくりを進める。
※特に 4 月の充実を図る＝「始めよければすべてよし」「始めが肝心」～1 年が決まる月
- ◎ 道徳教育の充実・推進
 - ・対話力向上を図る指導の工夫・改善に取り組む。
 - ・特別活動や学校行事との連携を取りながら、道徳の時間を「補充・深化・統合」の場に位置づける。

○ よりよい人間関係を築く特別活動の工夫

- ・ 委員会活動やクラブ、縦割り活動などを通して、リーダーシップの育成に努める。
- ・ すべての教育活動の中で、キャリアパスポートの活用を通して、児童がやりたいこと、なりたいものを実現するために、自らを振り返るとともに、将来への見通しを持たせるキャリア教育を推進する。
- ・ 話し合い活動を中心に、縦割り班や集団登校班での活動の充実に努める。

○ 生徒指導の充実

- ・ 児童理解の会で子どもの理解や情報の共有を図り、積極的な生徒指導を行ったり個別に支援を検討していく体制作りを進めたりすることに努める。
- ・ いじめや不登校を未然に防ぐために、日常観察を十分に行うと共に、教師間での情報交換を図ったり、教育相談を積極的に活用したりするように努める。

○ 環境美化と教育環境の整備

- ・ 年度当初に掃除マニュアルを共通理解し、全職員で共通実践をする。できていない場所については、「やり直し」を徹底する。
- ・ 校内の掲示板や展示場所を活用し、季節や行事に応じた掲示を工夫する。
- ・ むつみの森、社会福祉協議会との交流や委員会活動、奉仕作業への参加等を通して、愛校心とボランティア精神の寛容を図る。
- ・ 全職員で協力し、プランターや花壇、学校園の整備を推進する。
- ・ 節電や省資源化を心がけ、学校予算の適正かつ有効な執行を図る。

③ 健やかな体の育成と決まりの遵守

◎ 「長浦っ子の宝運動」を活用した基本的生活習慣の定着

- ・ 自分から進んで、お先にあいさつする指導を徹底する。
- ・ はさみ歩き（は走らない・さ騒がない・み右側を歩く）を徹底する。
- ・ 夜9時までに就寝する。（早寝）
- ・ 登校1時間前までには起きる。（早起き）
- ・ 栄養バランスを考え、しっかり朝ごはんを食べる。（しっかり朝ごはん）
- ・ 両手でかかとをそろえるくつ並べを徹底する。
- ・ メディアやゲームの時間などの家庭でのルールを守る。

○ 体力向上を図る取組の推進

- ・ 体育科の授業では、体力テストの結果を踏まえ、授業で向上させたい柔軟性や巧緻性を高める運動を計画的に取り組む。
- 健康な体をつくる食育指導の推進
 - ・ 給食の時間や家庭科の授業を活用して、望ましい食習慣を身につける栄養指導に努める。
 - ・ にこにこ農園等でサツマイモやイチゴ、スイカ、もち米、季節の野菜を育てる体験活動を推進する。
- K Y T（危険予知トレーニング）指導の徹底
 - ・ 登下校の交通安全指導や火災、風水害、不審者対応など、場面を想定した避難訓練を通して、危険を予知するトレーニングを行い、安全指導の充実に努める。
- 集団登下校指導の徹底
 - ・ 集団登校班での登校班会での話し合いを学期１回実施し、安全指導の徹底に努める。
 - ・ 集団登校の状況を把握し、それぞれの班に応じた指導に努める。
- ④ 地域とともにある学校
 - ◎ 学校運営協議会を中心とした地域学校協働活動の充実
 - ・ 生活科・総合的な学習の時間における地域探究学習を「ふるさと教育」「キャリア教育」として位置づけ、内容の充実を図る。
 - ・ 運動会、秋祭りなどでの保護者や地域との連携・協力を推進する。
 - ・ 長浦小ふれあい隊やふるさとティーチャー、青少年育成協議会等との連携を図り、地域学校教育活動を推進する。
 - ◎ 児童、保護者、地域による学校評価の活用
 - ・ 児童及び保護者、学校運営協議会委員で学校評価を行い、その結果を学校教育活動に活用する。改善すべき事項は積極的に素早く取り組む。
 - 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」、授業参観・懇談会の実施
 - ・ ６月の「長浦っ子の心を見つめる教育週間」では、授業参観を実施し、地域・保護者に学校教育活動を公開し、理解を深める機会に努める。
 - ・ 年５回（４月、６月、９月、１２月、２月）実施する授業参観・懇談会では、ながさきファミリープログラムを実施するなど、保護者の学習機会としても活用する。
 - ◎ 広報活動の充実

- ・ 学校だより、学級だより、各種たよりを工夫し、学校教育活動を積極的に広報する。特に、特別支援教育については地域の理解を広げるためにも積極的に取り組む。
- ・ ホームページについては個人情報に留意しながら、学校だよりを掲載したり行事などの様子を掲載したりして、学校教育活動を積極的に広報していく。

⑤ 業務改善を図る働き方改革の推進

◎ 学校行事の精選と効率化

- ・ 学校行事を見直し、事後の反省をもとに統廃合・効率化を図る。

○会議の見直し

- ・ 日課表に会議を行う日と学級・学校事務を行う日を設定する。

○出張の見直し

- ・ 出張の必要性を見直すとともに、資質向上につながる出張は積極的に進める。

○校務分掌の整理統合

- ・ 校務分掌の改善を図り、「教育実践部」「事務部」「地域連携部」それぞれの部内業務の見直しを図る。

○定時退庁日の徹底

- ・ 毎週水曜日と金曜日を定時退庁日として設定し、17時15分には退庁する。

○校務の縮減

- ・ 校務を実践していく中で、常に校務縮減ができるか否かを職員会議等で見直す。